

質 疑 応 答 書

受付：令和 8 年 8 月 2 4 日

回答：令和 8 年 8 月 2 7 日

一般競争入札参加者各位

松山市公営企業管理者

件 名：震対 8 基幹 1 号市之井手系竹原送水管及び中央配水本管布設替及びシールド工事（その 1）	
質 問 事 項	回 答
1. 積算基準については、「水道施設整備費に係る歩掛表」及び「土木工事標準積算基準」とともに、令和 7 年度版を適用されていると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	1. ご質問のとおりです。
2. 単価適用年月は令和 8 年 6 月と記載されておりますが、機械器具損料は建設機械損料算定表の令和 7 年度と令和 8 年度、どちらを採用されていますでしょうか。ご教示願います。	2. 「建設機械等損料算定表 令和 6 年度版 愛媛県土木部」を採用しております。
3. 当初設計書の適用欄に「対象外経費」と記載されているもの以外は、全ての間接費の対象となるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	3. ご質問のとおりです。
4. 管材（当初設計書の単価・金額欄に括弧書きが記載されているもの）については、共通仮設費および現場管理費の算定対象額を 2 分の 1 とする、との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	4. ご質問のとおりです。
5. 第 70 号代価表【水質調査費】について、観測井戸の設置には、全国地質調査業協会連合会の『全国標準積算資料（土質調	5. 歩掛に関することは、回答対象外になります。貴社の施工計画に基づき積算して下さい。

査・地質調査)』に掲載されている地下水観測井設置の歩掛りを採用されているとの認識でよろしいでしょうか。異なる場合は、その根拠資料をご教示願います。 6. 第 70 号代価表【事前調査費】について、木造建物（事前調査）及び路面下空洞調査（事前・事後）の適用欄に「対象外経費（共通 現場 一般）」と記載がありますが、各項目に諸経費を含んだ金額が計上されると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 7. 第 131 号代価表【シールド機本体泥土圧式】について、経費対象外となる項目は、シールド機本体、エレクター本体、カッター本体、スクリーコンベアー本体、テールパッキン、中折れ装置本体と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 8. 第 131 号代価表【シールド機本体泥土圧式】について、工場組立費、試験運転費、設計費は、経費対象外と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	6. ご質問のとおりです。 7. 経費対象の詳細項目については「令和 7 年度水道施設整備費に係る歩掛表」に基づき算出しております。 8. 経費対象の詳細項目については「令和 7 年度水道施設整備費に係る歩掛表」に基づき算出しております。
---	--